

学生の皆さん
海外渡航の前に

名古屋大学学生交流課から

あなたの海外渡航を 支えるお知らせです!



海外渡航データベースへ登録を!

海外渡航データベース

<https://tokou.iee.nagoya-u.ac.jp/>



対象：名古屋大学学生の
留学、出張、研修、観光、留学生の一時帰国、
家族旅行等海外渡航全て

海外での感染症拡大・テロ等有事の際、登録した連絡先に
大学から連絡をします。

海外渡航データベースに入力した後は、
「海外渡航届」を印刷し、指導教員の承認印を受け、
所属部局の教務担当係へ提出してください。

外務省の海外安全配信
サービス「たびれじ」
も登録を!

登録無料
LINEあり



海外旅行保険へ加入を!

海外旅行保険の加入は必須です!

本学は、大学の教育・研究活動で海外渡航する場合、
学研災付帯海外留学保険(付帯海学) 加入を
推奨しています。

学研災に加入している人は、
約45%の割引価格で加入が可能です。
加入希望者は所属部局の教務担当係へお尋ねください。

海外旅行保険は、コロナ対応の補償内容に注意して選びましょう!



問合せ先：海外渡航データベース： tokou-db@adm.nagoya-u.ac.jp
海外旅行保険(学研災付帯海学)：所属部局の教務担当

学研災賛助会員大学在籍の学生の皆様へ

海外において安心して充実した留学生生活を送るために・・・

2023年度*1
公益財団法人 日本国際教育支援協会
学研災付帯

45.6% 割引適用

包括割引▲15%
損害率による割引▲36%

海外留学保険



付帯海学は、派遣留学生を応援するために創設されました。
学研災を導入している全国**1,091校***2の学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした包括割引と、過去の損害率による割引を適用しております。

*1 出発日が2023年6月1日～2024年5月31日となる留学用です。

*2 2022年3月末時点の学研災賛助会員校数。

補償の概要（※補償項目はお申込みプランにより異なります。）

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.5～6をご確認ください。

ご自身のケガや病気に関する補償

治療・救援者費用保険金

ケガ

留学先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気

留学先での病気が原因で治療が必要になった場合



救援費用

ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合



傷害死亡保険金 疾病死亡保険金

留学先でのケガや病気が原因で亡くなった場合



傷害後遺障害保険金

留学先でのケガが原因で後遺障害が生じた場合



応急治療救援費用

旅先で渡航前にかかっていた病気の症状が急激に悪化して治療が必要になった場合



歯科治療費用保険金

留学先で歯科治療（除く予防、矯正治療）のため治療が必要になった場合



持ち物に関する補償

保険期間31日まで

携行品損害保険金

保険期間31日超

留学生生活用動産損害保険金

- 携行品が盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合
- 留学先で持ち物が損害を受けた場合

(注1) 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。
(注2) 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。



他人にケガ等をさせたときの補償

保険期間31日まで

賠償責任保険金

保険期間31日超

留学生賠償責任保険金

- 人にケガをさせた場合
- 宿泊先の部屋を水浸しにしてしまった場合
- 他人の物を壊してしまった場合



その他の補償

航空機寄託手荷物保険金

航空会社で預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合



航空機遅延保険金

航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合



東京海上日動海外総合サポートデスク ご連絡方法

ご連絡時にお聞きする主な内容

- ①お名前 ②保険証券、保険契約証または被保険者証の番号 ③ご契約の内容または契約タイプ ④現地連絡先と電話番号
⑤事故の内容、ケガの状態、病気の症状等 ⑥その他、スタッフが願ひする情報

東京海上日動海外総合サポートデスクへのご連絡方法とご利用上の注意点

以下4種のうち、いずれかの方法で**東京海上日動総合サポートデスク**にお電話ください。

A フリーダイヤル

B ダイヤル直通

C 国際コレクトコール

D LINE 無料通話

A. フリーダイヤルが設定されている国・地域からのご連絡方法

以下に記載されている国、地域については、フリーダイヤルを設定しておりますので、東京の東京海上日動総合サポートデスクに直接お電話いただけます。

電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながらないことが多く見られます。この場合にはB～Dのいずれかの方法でご連絡ください。

かけ方 ☎ **滞在されている国・地域のフリーダイヤル番号をおしてください。**

ご注意

- ホテルからお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認の上、外線番号に続けて下記番号を順番に押してください。
- 公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認の上、下記番号を順番に押してください。
- お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- 弊社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。例えば、以下のような費用はおお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

- 滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
- 現地の市内通話料金
- ホテル等で別途発生する利用料金

| 北米 | North America |
|------------------------|----------------|
| アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く) | 1-800-446-5571 |
| ハワイ | 1-800-446-5571 |
| グアム | 1-888-841-7905 |
| サイパン | 1-866-666-5127 |
| カナダ | 1-800-665-6779 |
| バミューダ諸島 | 1-800-623-0164 |

| ヨーロッパ | Europe |
|---------|---------------|
| アイルランド | 1-800-55-8166 |
| イギリス | 0800-028-6560 |
| イタリア | 800-8-70715 |
| オーストラリア | 0800-281-284 |
| オランダ | 0800-022-5777 |

| | |
|---------|------------------|
| ギリシャ | 00-800-8113-0008 |
| スイス | 0800-55-5692 |
| スウェーデン | 020-791-027 |
| スペイン | 9009981-64 |
| デンマーク | 8001-0516 |
| ドイツ | 0800-1-81-1391 |
| ノルウェー | 800-13179 |
| ハンガリー | 06-800-11886 |
| フィンランド | 0800-1-181-33 |
| フランス | 0800-909634 |
| ベルギー | 0800-1-8115 |
| ポルトガル | 800-8-81-127 |
| ルクセンブルク | 8002-2863 |
| ロシア | 810-800-20041081 |

| アジア | Asia |
|----------|------------------|
| アラブ首長国連邦 | 800-081-0-0065 |
| イスラエル | 1-80-947-8001 |
| インドネシア | 001-803-81-0154 |
| 韓国 | 00798-81-1-0068 |
| シンガポール | 800-811-0423 |
| タイ | 001-800-811-0215 |
| 台湾 | 0080-181-2233 |
| 中国 | 4001-202989 |
| トルコ | 00-800-8191-9166 |
| フィリピン | 1-800-1-811-0177 |
| 香港 | 800-96-6933 |
| マカオ | 0800-449 |
| マレーシア | 1800-80-3072 |

| 中南米 | Central/South America |
|-----|-----------------------|
| チリ | 1230-020-2474 |

| オセアニア | Oceania |
|----------|---------------|
| オーストラリア | 1-800-146-401 |
| ニュージーランド | 0800-44-8461 |

| アフリカ | Africa |
|----------|--------------|
| 南アフリカ共和国 | 0800-98-3595 |

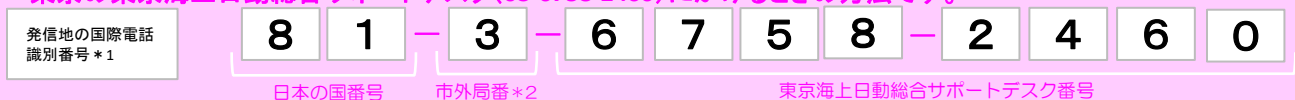
B. ダイヤル直通（通話料お客様負担）でのご連絡方法

通常の通話方式で、電話をかける側が電話料金を負担する方式です。

この際、「有料電話でかけている」とこと「折り返しの電話番号」をお伝えいただければ、東京海上日動総合サポートデスクよりおかけ直しいたします。

なお、弊社からおかけ直した場合は着信通話についても、ホテルではサービス料が生じたり、携帯電話では国際ローミング料等が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

かけ方 ☎ **東京の東京海上日動総合サポートデスク(03-6758-2460)にかける時の方法です。**



ご注意

- *1 国際電話識別番号は、国やホテルなどによって異なりますので、滞在先でご確認ください。また、携帯電話からおかけになる場合には、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- *2 市外局番部分（03）の「0（ゼロ）」は付けず「3」からはじめてください。

C. 国際コレクトコール（料金受信人払方式）でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局の電話オペレーター（交換手）を呼び出し、以下の番号でコレクトコールのお申し込みをしてください。コレクトコールのオペレーターには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼する必要があります。

かけ方 ☎ **現地の国際電話局にダイヤルし、コレクトコールを指定したうえで
(81)-3-6758-2460 までご連絡ください。**

D. LINE無料通話でのご連絡方法

LINEアプリを使ってスマートフォンから無料通話ができるサービスです。下記の弊社のWebサイト上に無料通話の発信ボタンがございますので、アクセスしてください。（QRコードでもアクセスいただけます。）

www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/telephone/#anc-2-4

ご注意

- ・パケット通信料はおお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- ・東京海上日動海外総合サポートデスクからのおお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡します。
- ・LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
- ・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- ・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
- ・本サービスは、スマートフォンでご利用ください。
- ・本サービスは、LINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- ・本サービスは、海外に滞在中のおお客様を対象にしております。帰国後の保険金請求に関するお問い合わせは日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル(0120-789-133)をご利用ください。



海外留学中の「困った」を解決する

東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本（東京）で受け付けいたします。

日本語で対応
24時間
年中無休 *1

*1 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話さませんのであらかじめご了承ください。

●各種サービスをご提供するにあたり、必ず被保険者証をご持参ください。

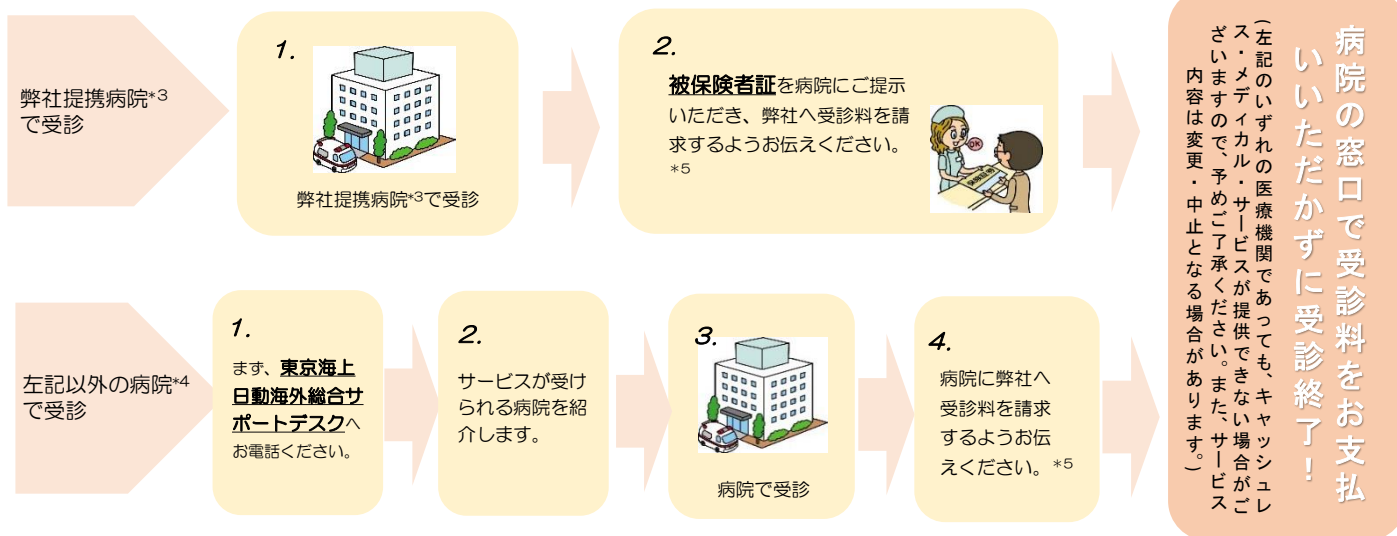
- ※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡りする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- ※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
- ※弊社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供の義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
- ※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ※付帯海学はペットネームであり、サポートデスクでの受付においては、海外旅行保険として受け付けさせていただきます。
- ※「賠償責任」「留学生賠償責任」については、現地での保険金支払いに関するサービスのご利用はできません。したがって、保険金支払い対象となる費用が生じた場合には、保険の対象となる方に一旦立替払いをしていただき、後日ご請求いただくこととなります。



①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

キャッシュレス・メディカル・サービス*2*6

海外での病院受診時にお役立ちします！



- ※ 治療費用について保険金をお支払いできる場合に ご利用いただけます。
- *2 治療にかかる費用が少額の際には病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。
- *3 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます（2021年6月現在）主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡りする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- *4 弊社への受診料請求を了した病院に限ります。
- *5 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。
- *6 疾病に関する緊急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金*7に関するご注意
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。
- *7 P.5に記載の「疾病に関する緊急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもごございます。

病人・ケガ人の
移送手配



救援者の渡航手続き
ホテルの手配



※ご契約の付帯海学で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

- ※1 本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
- ※2 ご出国前およびご帰国後等、日本からのご利用はできません。



③こころのカウンセリングサービス

カウンセリング

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにてご相談に応じます。ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。(QRコードでもアクセスいただけます。)



- ※ 電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。
- ※ ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。



④トラベルプロテクト

快適な留学をお送りいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

*本頁にはすべてのサービスが記載されているわけではありません。

電話による通訳

言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。



43か国語に対応(2022年2月現在)

※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。



クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。



メッセージの伝達

留学中のお客様に代わって、日本のご親族、在籍大学等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。



ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。



渡航先の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。



補償内容の説明 (保険金をお支払いする主な場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合)

海外旅行保険のあらましは、主な特約等の概要をまとめたものです。海外旅行保険普通保険約款および特約は、東京海上日動火災保険株式会社Webサイトをwww.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/#anc-2をご確認ください。



※補償項目はお申込みプランにより異なります。

保険期間31日まで

保険期間31日起

共通の補償

Table with 4 columns: 保険金の種類 (Insurance Type), 保険金をお支払いする主な場合 (Main Cases for Payment), 保険金のお支払額 (Payment Amount), 保険金をお支払いしない主な場合 (Main Cases for No Payment). Rows include: 傷害死亡保険金 (Accidental Death), 傷害後遺障害保険金 (Accidental Disability), 治療・救済費用保険金 (Medical and Relief Expenses), 疾病死亡保険金 (Sickness Death), 航空機寄託手荷物保険金 (Aircraft Stowed Baggage), 航空機遅延保険金 (Aircraft Delay), 疾病に関する応急治療・救済費用・担保特約に係る治療・救済費用保険金 (Emergency Medical and Relief Expenses for Sickness, etc.).

ケガをして

病気やケガの治療をして

病気をして

肩がなげて

航空機が遅れて

渡航前にかかっていた病気が急激に悪化

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金のお支払い額 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|-----------------------------------|---|--|---|
| 持ち物が損害を受けて 携行品損害 保険金 | <p>海外旅行中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 ※ 携行品とは？ 携行の対象となる物が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金、小切手、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー・商品券・定期券・乗車券・コンタクトレンズ・機軸・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物、サーフボード等の運動を行ったための用具またはこれらの付属品等を含みません。また、仕事のために行き先で使用するもの・居住施設内・再居住している場合はその敷内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内にある間および別送品は含まれません。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p> <p>*8この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p> | <p>(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*9 ※ 乗車券等は合計で5万円を限度とし、 ※ 旅券等については1回の保険事故に対して5万円を限度とします。 ※ お支払いする保険金は、復讐期間を通じて携行品損害保険金額を限度とします。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合は、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する保険額は保険期間を通じて30万円を超える場合があります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*9 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*10とします。修理可能な場合は修繕費と時価額*10のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合)に限り、また、乗車券、航空券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等を含みます。 *10 時価額とは、再取得価額*11から、使用による消耗、経過年数等にに応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *11 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p> | <p>前記①~④に加え、たとえば、 - 保険の対象となる物が通車中や、保険金受取人の故意または重大な過失・悪意・故意により損害を受けた場合 - 航行中の船舶または船舶*12 - ピックアップ、ミニバン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外の航空機操縦、ボート、スノボ、スキー、パラグライダー、滑空等の危険な運送に使用している間に発生したその運送用具の損害 - 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 - 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難勧告、空港等の安全確保検査等)での破損は保険の対象となります。 *12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みません。</p> |
| 他人にケガをさせて 賠償責任 保険金 | <p>海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせた、他人の財物に損害*13を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 *13 人にケガをさせた場合 - 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含む)、に与えた損害 - 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害、ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。 - レンタル会社よりご契約または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害</p> | <p>損害賠償金の額 ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償金の全部または一部を承諾する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p> | <p>前記①④に加え、たとえば、 - ご契約者は保険の対象となる方の故意 - 職務上に関する(仕事上の)賠償責任 - 所有・使用・管理する財物の損壊に対して、正当な権利者に対して行われる損害賠償責任 - 航空機、船舶*13、銃器(空気銃を除きます。)*13の所有・使用・管理に起因する賠償責任 - 租税*14に対する賠償責任 *12 ヨット、水上オートバイは保険金をお支払いの対象となります。 *13 戸上りでの個別の共同生活を営んでいること *14 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p> |

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金のお支払い額 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|--|---|---|---|
| 持ち物が損害を受けて 留學生 生活用 動産損害 保険金 | <p>海外旅行中に生活用動産が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *3 生活用動産とは？ 保険の対象となる物が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金、小切手、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー・商品券・定期券・乗車券・コンタクトレンズ・機軸・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物、サーフボード等の運動を行ったための用具またはこれらの付属品等および別送品は含まれません。 *4 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p> | <p>携行品または宿泊・居住施設管理中の物価、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*5 ※ 乗車券、航空券等については合計で5万円を限度とします。 ※ 旅券等については1回の保険事故に対して5万円を限度とします。 ※ 同一保険年度内の事故に対して、留學生生活用動産損害保険金額を限度とします。 *5 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*6とします。修理可能な場合は修繕費と時価額*6のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合)に限り、また、乗車券、航空券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等を含みます。 *6 時価額とは、再取得価額*7から、使用による消耗、経過年数等にに応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *7 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払いにかえることができる場合があります。サービスの詳細については海外旅行保険案内ガイドブック「スーツケース修理サービスをご利用の場合」をご覧ください。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。 ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の書類をお願いたします。</p> | <p>前記①④に加え、たとえば、 - ご契約者、外国の武力行使、革命、政権等取、内乱、武装反乱、その他これらに類する事件*8 - 放射線照射、放射能汚染 - 放射線または放射線による放射能汚染 - 職務上に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) - 航空機、船舶*9、車両*10、銃器(空気銃を除きます。)*10の所有・使用・管理に起因する賠償責任 - 寄託品に関する賠償責任(※6で定める物は保険金をお支払いの対象となります) *11 6親等内の血族、配偶者*12または3親等内の血族をいいます。 *12 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の事実関係を構築している方を含まず(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なる。) ①婚姻意思*13を有すること ②共同により夫婦同様の共同生活を営んでいること *13 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p> |
| 他人の財物等に損害を与えて 留學生 賠償責任 保険金 | <p>海外旅行中の偶然な事故により日常生活に起因する事故、または住宅*5の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせた、他人の財物に損害*6を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 *5 住宅とは？ 保険の対象となる方の学習または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *6 レンタル会社よりご契約または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含む)、居住施設(部屋内の動産を含む)、に与えた損害*7を含みます。 *7 居住施設の損害については、対象が部屋が部屋以外かつ対象となる損害が異なる場合に限り、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限り、 ①火災、爆発、破壊により部屋に与えた損害 ②高水、放火またはあられに起因する水濡れにより部屋に与えた損害、ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破壊および漏水、放水またはあられによる水濡れによる損害。</p> | <p>損害賠償金の額 ※ 1回の事故について、留學生賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償金の全部または一部を承諾する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。 ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の書類をお願いたします。</p> | <p>たとえば、 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権等取、内乱、武装反乱、その他これらに類する事件*8 - 放射線照射、放射能汚染 - 放射線または放射線による放射能汚染 - 職務上に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) - 航空機、船舶*9、車両*10、銃器(空気銃を除きます。)*10の所有・使用・管理に起因する賠償責任 - 寄託品に関する賠償責任(※6で定める物は保険金をお支払いの対象となります) *11 6親等内の血族、配偶者*12または3親等内の血族をいいます。 *12 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の事実関係を構築している方を含まず(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なる。) ①婚姻意思*13を有すること ②共同により夫婦同様の共同生活を営んでいること *13 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p> |
| 歯の治療について 歯科治療費用 担保特約 | <p>海外旅行中に発病した歯科疾患*1は直接の原因として、保険期間の初日からその日を含有して保険証券記載の待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療を開始した場合 *1 歯科疾患*2が1つを行う歯科治療に対する治療のうち、予防治療(検診、歯石除去等)および矯正治療(歯並びや噛み合わせ、きれいな歯並びに対する歯科治療等)を除いた場合、かつ、社会通念上妥当な治療をいいます。 *2 日本国外においては、被保険者が診察、歯科治療または診断を受けた地および時における歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。</p> | <p>●歯科治療費用の範囲 歯科治療のために負担した下記①~④の費用で社会通念上妥当な金額に保険証券記載の給付割合を乗じた額をお支払いします。(歯科治療を開始した日からの日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。) ※同一保険年度内の疾病に対して、歯科治療費用保険金額が限度となります。 ①歯科医師の診察費、処置費および手術費 ②歯科医師の診察費または処方する薬剤費、治療材料費、および医療器具費用 ③X線検査費、諸検査費および手術室費用 ④歯科治療費用保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用</p> <p>※ただし、歯科治療を伴わない検査、その他当社が歯科治療費用保険金の支払対象としない指定した保険証券記載の歯科治療に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。 ※保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。歯科医師の診断書および領収証等の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p> | <p>たとえば、 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権等取、内乱、武装反乱、その他これらに類する事件*8 - 放射線照射、放射能汚染 - 放射線または放射線による放射能汚染 - 職務上に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) - 航空機、船舶*9、車両*10、銃器(空気銃を除きます。)*10の所有・使用・管理に起因する賠償責任 - 寄託品に関する賠償責任(※6で定める物は保険金をお支払いの対象となります) *11 6親等内の血族、配偶者*12または3親等内の血族をいいます。 *12 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の事実関係を構築している方を含まず(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なる。) ①婚姻意思*13を有すること ②共同により夫婦同様の共同生活を営んでいること *13 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p> |

ご契約に関するご注意点

◆**学研災の関係について**: 事故が発生した場合、学研災(学生教育研究災害傷害保険の略称)は、現行通り、帰国後在籍大学を通じての事故報告となりますので、ご自身でご報告をお願い致します。なお、傷害事故については、一定期間ごとに、**在籍大学の学研災窓口へ事故情報をご提供します**ので、ご了承願います。

◆**渡航先での運動**: 次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・ 渡航先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・ 渡航先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- ・ 渡航先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

◆**渡航先でのお仕事**: 次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・ 旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合

◆**留学先から保険加入を求められている場合について**: 留学先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額(保険金額)に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認頂いたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

◆**付保証明書について**: 被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

◆**補償の重複に関するご注意**:

・賠償責任危険担保特約、治療・救済費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討下さい。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

◆**海外における契約内容変更手続きについて**:

【延長】 保険期間の延長は満期(終期日)前までに必ずお手続きください。海外滞在中に保険期間の延長等の契約内容変更が必要となった場合は、日本にいらっしゃるご家族、ご友人等に代理人となっただきご契約の代理店または弊社に延長の手続きをお申し出ください。

ただし、保険金支払状況・告知内容により、ご契約の延長ができない場合がありますので、予めご了承ください。

※保険期間が2年を超える場合、延長の契約内容変更手続きはできません。

お支払いいただく保険料の算出方法

追加保険料＝延長後の保険期間に対応する適用保険料－現存契約の保険期間に対応する適用保険料

【解約】 保険期間中に予定を変更し早めにご帰国する場合はご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

充実した留学となりますように、
お気をつけてお出かけください。



◆**保険金請求に関する個人情報の提供について**

弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また②契約者である(公財)日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。

<引受保険会社> 東京海上日動火災保険㈱(幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 損害保険ジャパン日本興亜㈱ 三井住友海上火災保険㈱

学研災付帯海外留学保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍し、賛助会員大学に認められた留学に参加する学生を被保険者とする海外旅行保険のペットネームです。

お問い合わせ先(取扱代理店)

T・S・A (有限会社石間企画事務所)
〒160-0022
東京都新宿区新宿1-16-10-501C
TEL 03-6826-8517
FAX 03-5362-2632
受付時間: 午前9時15分～午後5時00分(平日のみ)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
愛知公務金融部
〒406-8541
愛知県名古屋市中区丸の内2-20-19
名古屋東京海上日動ビル
TEL 0120-188-000
FAX 052-201-2043
受付時間: 午前9時～午後5時(平日のみ)